

地上デジタル放送を受信するための 簡単なチューナーの無償給付等の支援について

総務省では、経済的な理由等で地上アナログ放送からの地上デジタル放送に移行するのが難しう世帯に対し、簡単なチューナー(1台)の無償給付等の支援を実施しています。

(1) 支援の対象

対象は、次の世帯のうち①(平成22年12月28日まで(消印有効))
・放送受信料が全額免除となる
てつの世帯です。

① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯

を希望される方は受付期限にかかるまでお早めに申し込みへ
かかわらずお早めに申し込みへ
ださい。平成23年度の支援については現在未定です。

② 障がい者がある世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税

の措置を受けている世帯

③ 社会福祉施設に入居し、自らテレビを持ち込んでいる世帯

支援は現物給付です。△)自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を精算する事はできません。

(2) 支援の内容

地上デジタル放送を受信するための「簡単なチューナー(1台)」の無償給付、訪問設置を行います。アンテナ改修等が必要な場合には無償で改修等を行います。また、共同受信施設やケーブルテレビを利用されている場合には、その改修経費のうち支援対象世帯が負担する額の給付を行います。

(3) 支援の申込受付期間

平成22年12月28日まで(消印有効)
天候不順などの理由で支援を受けられることがあります。支援

NHKの放送受信契約や免除に関すること

FAX 044(888)4340

0570(00)0588

044(888)4341

1-9 電話等、右記の電話番号

jushinryu/

http://www.nhk.or.jp/

▼問い合わせ先

本支援に関すること

総務省 地デジチューナー

支援実施センター

FAX 044(966)8719

1-9 電話等、右記の電話番号

がつながらない場合は



10月10日 第2回国民 スポーツ・レクリエーション祭を開催します!

秋のスポーツイベントとして自由参加型の『市民スポーツ・レクリエーション祭』を開催します。

個人から団体まで参加可能ですが、窗口受付可能な種目もありますので、お問い合わせください。

▼種目

・ 健康歩け歩け大会
・ フルマラソン挑戦

・ ニュースポーツ・レクリエーション体験

【当日受付可】
・ パークゴルフ教室
・ グラウンドゴルフ大会
・ ペタンク大会

・ みんなでびょんびょん
(長なわび)

・ 玉入れ
・ リレー

・ ドッジボール
・ キックベース



▼申込方法

■ 体育評議委員から回覧された所定の用紙もしくは、生涯学習課、

体育センター窓口にある用紙に必要事項を記入の上、

生涯学習課スポーツ係まで提出してください。なお、

申込用紙は町ホームページからダウンロード可能です。

【FAX】(56)6691 Eメールでの受付可

■ 申込締切

9月24日(金)

▼問い合わせ先

生涯学習課スポーツ係

FAX (56)9170

Eメール=gakusyu01@town.kaminokawa.tochigi.jp

住宅用太陽光発電システム導入費の一部を助成します

町では、地球温暖化対策の一環として、太陽光発電システムを導入する方を対象に費用の一部を助成します。

◆補助対象者

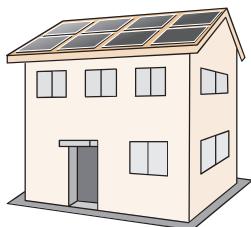
次の要件をすべて満たす方が対象となります。

1. 自らの居住する町内の住宅（店舗、事務所等との併用可）に、太陽光発電システムを設置した方（太陽光発電システム付き住宅を購入した方も含む）。

2. 平成22年4月1日以降（平成23年3月31日まで）に設置が完了し電力会社と太陽光発電システムに電力受給契約を結んだ方。

3. 右記1の住宅の所在地に住所を有する方。

4. 世帯全員が町税等の滞納がない方。補助金の交付は、一住宅につき1回限りとします。国等の太陽光発電補助制度を受けた方も、補助の対象となります。



◆補助金の額

補助額＝最大出力値（kW）
×20,000円

※最大出力値は、小数点以下第3位を四捨五入し、1,000円未満の補助金額は切り捨てます。

限度額＝80,000円 4kW

※予算の範囲内での交付となりま

◆申請の時期

平成22年10月1日 受付開始予定

太陽光発電システムの設置が完了し、電力受給契約及び余剰電力の販売契約の締結完了後、補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請してください。

町のHPもご覧ください。補助金交付申請書等がダウンロードできます。

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

米(こめ)トレーサビリティ法が施行されます。

消費者の視点に立って米流通の適正化を図るため、米や米加工品の取引等の記録の作成と保存、产地情報の伝達が義務づけられた「米トレーサビリティ法」が10月1日から施行されます。
この法律が施行されると、生産、流通、販売に関する事業者が取引、記録を作成し、一定期間保存しておく義務が発生します。
集荷業者（出荷している米販売農家の方は業者等からの発行される荷受け明細等の取引伝票を大切に保存するよう）についていたわ。

○対象となる事業者

米・米加工品を取り扱う事業者が対象となります。

例）米販売農家、農協、米販売店、米（ご飯）を提供する飲食店、小売店（スーパー・や農産物直売所）、食品製造業者など

○対象となる品目

玄米、精米、おかゆ、寿司、弁当、おにぎりなどご飯として提供する料理
また、米粉（もち、だんご）、米菓（煎餅、あられ等）、清酒、みりんなども対象となります。

○保存する期間

原則として3年
ただし、賞味期限等に応じて3ヶ月、3年、5年と異なります。



▼問い合わせ先＝

関東農政局栃木農政事務所
食糧部計画課

☎028(6333)3426
農林水産省ホームページ
<http://www.maff.go.jp/>

栃木県農政部 経済流通課
マーケティング対策班
☎028(623)2298